

■経済・産業政策

- 1 川崎市の保有する融資・貸付制度が積極的に有効活用されるよう周知の強化を図ること。特に、ベンチャー・ビジネス支援や、中小企業のIT化支援等、事業の将来性・可能性に着目した融資を拡大すること。

回 答（経済労働局）

本市中小企業融資制度につきましては、毎年4月に当該年度の改正内容を掲載したパンフレットを各区役所・支所、市民館・図書館等の公共施設や取扱金融機関、商工団体等に配布しております。また、年度途中で改正があった場合は、逐次改正内容を掲載したチラシを作成し、同施設へ配布しているところですが、今後も、本市融資制度が積極的に有効活用されるよう、周知を図ってまいりたいと存じます。

事業の将来性や可能性に着目した融資につきましては、本市融資制度の創業支援資金や振興資金を御利用いただいているところですが、今後も中小企業の皆さんが利用しやすい制度の開発に向け、研究を進めてまいりたいと存じます。

- 2 企業誘致に向けた各施策の展開により、川崎市の経済の活性化を図ること。

回 答（経済労働局）

本市は、首都圏中心部に位置し、本年10月に再拡張・国際化された羽田空港に近接するという地理的優位性に加えて、200を超える研究開発機関、世界をリードする企業が数多く立地するなど、豊かな地域資源に恵まれていることから、こうした本市のポテンシャルを活かして企業誘致を展開しています。

こうした取組に加え、川崎の産業が将来にわたって日本経済を牽引し続けることを目指して、人類共通の課題解決と国際貢献に資する、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端産業集積を臨海部に図るため、「川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）」を創設し、戦略的な企業誘致を図っています。

また、大手企業を中心に事業所等の拠点再編の動きが活発化していることから、こうした動向をとらえて、業務系事務所等の誘致を強化しています。

今後も、企業誘致策を、引き続き、積極的に展開することにより、市内経済の活性化を図ってまいります。

- 3 川崎市における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を更に強化すること。また、地域金融機関、地域労働組合も参加し、地域雇用の創出・新規事業展開・技術開発などの地域産業活性化策を検討する「産官学金労」の枠組を検討・実施すること。

回 答（経済労働局）

川崎市には、世界規模の競争力を持つ素材産業や電機・電子産業、食品産業などの大手企業の生産・研究開発機能と、機械、エレクトロニクス、情報などの中小・中堅・ベンチャー企業、また、200を超える研究開発機関が立地しています。これらの地域資源を有効に活用し、産業振興を進めるために、「川崎市科学技術振興指針」や「かわさき産業振興プラン」において、「オープンに交流できる環境を形成し、情報発信やマッチングの強化により研究開発・新産業創出のためのネットワーク形成を図る」などの産官学連携の推進を、産業振興施策の柱のひとつとして位置付けております。

今後も、企業や大学、支援機関との連携を深め、フォーラムや交流会の実施、マッチングコーディネート等の取組を進めることで、競争力の高い産業を育てる都市の形成に取り組んでいます。

また、本市では、産業振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与することを目的として、川崎市産業振興協議会を設置しております。この川崎市産業振興協議会では、学識経験者、経済団体、金融機関、労働団体、市民代表及び経済専門家が委員となり、本市の産業振興に関する政策や、具体的な施策について、その時に応じて協議を行っております。今後も、この協議会で時代にあったテーマや課題を選定し、地域経済の活性化に向け努めてまいります。

- 4 京浜港の「国際コンテナ戦略港湾」の取り組みに基づき、川崎港の機能の強化とともに、環境負荷対策や、道路交通網の整備により物流の機能強化を図り、湾内の産業の活性化につながるよう推進すること。

回 答（港湾局）

我が国港湾の国際競争力強化に向けて、国が新たに国際コンテナ戦略港湾の公募を行い、このたび川崎港、東京港、横浜港から成る京浜港が選定されました。

今後、川崎港の強みや特徴、三港間の役割分担の考え方に基づきまして、国とも連携して施設整備等の取組を進め、川崎港におけるコンテナ物流機能の強化を図ってまいりたいと考えております。

現在、川崎港のコンテナ物流機能の強化に向けては、臨港道路東扇

島水江町線の整備に着手し、平成28年度の完成を目指して臨海部の道路交通ネットワーク強化を進めております。また、このほか、背後圏の広域的な道路ネットワークの整備も重要と考えておりますことから、これらの整備の促進等についても、機会を捉えて、京浜三港で共同して国に要請してきたところでございます。

さらには、今後、京浜港の取組を進めていく上では、環境負荷の軽減も大変重要と認識しており、京浜港の目指すべき将来像として平成22年2月に策定した「京浜港共同ビジョン」におきましても、グリーン物流等環境に配慮した輸送形態の推進等を取組課題として位置づけております。また、現在本市が行っている東扇島総合物流拠点地区第2期公募におきましても、環境に配慮した物流を評価項目に設定するなど、企業誘致における環境への配慮にも取り組んでいるところでございます。

今後も、これらの点を踏まえながら、川崎港におけるコンテナ物流機能の強化を通じて、産業の活性化につながりますよう、京浜三港連携の取組等を進めてまいりたいと考えております。

- 5 厳しい経済状況により、倒産する中小企業が増大していることから、事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援を目的とした中小企業再生ファンドの設立に向け、検討を始めること。また、その中心的役割を果たすこと。

回 答（経済労働局）

中小企業再生ファンドについては、中小企業庁が中心となり、各県の中小企業再生支援協議会が取り組みを進めておりまして、茨城、埼玉、千葉、静岡、愛知、岐阜、大阪、愛媛、高知、九州、沖縄で既に設立されているところでございます。

神奈川県におきましては、今年度から中小企業再生ファンドの設立に向けて勉強会を行っているところでございまして、県・横浜市・川崎市の3自治体と信用保証協会、各金融機関の担当者が出席する中、第1回を7月14日、第2回を8月23日に開催し、検討を進めているところでございます。

■雇用・労働政策

6 厳しい雇用環境が続いていることから、以下の項目について積極的に取り組み、改善を図ること。

(1) 働く意欲のある全ての労働者に対し、情報提供の充実（ハローワーク、インターネット）や職業訓練の拡充（科目の拡充等）等の施策に積極的に取り組むこと。

特に、若者の雇用の確保（受け皿づくり）に向けては、若者の就業支援・雇用促進、新規卒業者の採用促進の取り組みなどの諸施策を強化すること。

回 答（経済労働局）

川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」では、総合相談窓口において、労働相談をはじめ、ハローワークなど国や県などの関係機関や関係団体が実施している様々な制度等の紹介など、就業に関するあらゆる問合せや相談に対応し、個別のニーズに応じたアドバイスや情報提供を行っております。

また、本市独自の求人開拓により職業紹介を行う就業マッチング事業を行っておりますが、平成22年10月から、火曜日と土曜日の開設時間を、従来の17時から20時へと延長して利便性の強化を図っております。

さらに、川崎市就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」を本年7月に開設し、求人情報や企業情報のほか、就業イベント・講座、就業支援関連施設などに関する情報を掲載し、インターネットによる情報提供の充実を図っております。

職業訓練につきましては、本市就業支援事業の利用者などに対し、民間事業者が国の制度を活用して行う職業訓練を支援しておりますが、国や近隣都県等においても、多種多様な職業訓練等が実施されておりますので、今後とも、求職者にとって有益な情報を積極的に収集、提供し、就業支援のより一層の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、若者の就業支援・雇用促進、新規卒業者の採用促進の取り組みについてですが、来年3月に高校を卒業予定で就職未決定者に対する支援策として、ハローワークとの共同開催による高校卒業予定者向けの企業合同就職説明会を、平成22年11月に開催します。

また、平成22年7月に、国からの委託によりNPO法人が開設した「かわさき若者サポートステーション」及び「川崎市若者就業・自立支援ネットワーク連絡会議」による庁内関連部署との連携体制の強化により、若年者の職業的自立へ向けた施策のさらなる充実を図ってまいります。

- (2) 情報通信、住宅整備、医療・福祉、環境、エネルギーなどの新分野・成長企業・社会的要求の高い分野に対する雇い入れ等にかかわる助成策の充実を図ること。施策の実施にあたっては雇用創出目標の明示や、重視すべき分野について、できる限り具体的な数値目標を提起すること。また、企業誘致の促進や次代に繋がる産業の活性化により雇用創出との連動を図ること。

回 答 (経済労働局)

最初に、雇用創出等につきましては、国において、失業者に対し、次の職に就くまでの、つなぎ雇用として短期の雇用・就業機会を創出する「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を財源として、今後、成長が期待できるとされる介護、医療、環境・エネルギーなど、国が定めた6つの重点分野で雇用を創出する「重点分野雇用創造事業」を、雇用改善を促進するため、更なる拡充を行いながら、実施しているところでございます。

本市におきましても、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を活用し「重点分野雇用創造事業」につきまして、平成22年度に、8事業で合計161名の雇用創出を予定しております。

今後の事業実施に当たりましても、国や神奈川県と情報を共有し、緊密に連携を図りながら、積極的な雇用創出に努めてまいります。

次に、企業誘致等につきましては、本市では、首都圏中心部に位置する地理的優位性や200を超える研究開発機関、世界をリードする企業が数多く立地するなどの豊かな地域資源を活かして企業誘致を展開しています。

また、川崎の産業が将来にわたって日本経済を牽引し続けることを目指して、人類共通の課題解決と国際貢献に資する、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端産業集積を臨海部に図るため、「川崎市先端産業創出支援制度(イノベート川崎)」を創設し、戦略的な企業誘致を図っています。

更に、大手企業を中心とした事業所等の拠点再編の動向をとらえて、業務系事務所等の誘致を強化しています。

こうした、企業誘致策の積極的な展開により、企業の集積を促進し、市内経済の持続的な活性化を図ることにより、新たな雇用の創出を図ってまいります。

- (3) 川崎市は、県および労働局や金融機関、関連団体と連携し、総合的な相談窓口の設置などの工夫を行い、困窮している労働者や企業への対応を強化・充実すること。あわせて、活用(支給)までの時間短縮など運用の改善を図ること。

回 答（経済労働局）

最初に困窮している労働者への対応につきましては、ハローワークが中心となり、本市関係局や関係団体で構成される川崎地域福祉・雇用協働協議会が設置されており、各機関が行っている事業等の情報共有による迅速な対応や年末年始に向けた住居・生活困窮者に対する支援策として、「首都圏 年末就職応援キャンペーン」の協働実施など、連携の強化・充実による一体的な事業の推進を図っております。

また、本市就業支援室「キャリアサポートかわさき」では、労働相談及び離職者等の生活支援に関する相談など、就業に関するあらゆる相談に対応する総合相談窓口を平成22年度から設置するとともに、開設日を土曜日も含めた週6日とするなど、支援体制の充実に努めています。今後も関係局や各関係機関等との連携体制の強化を図り、困窮している労働者に対する支援施策のさらなる充実を図ってまいります。

次に企業への対応につきましては、国の様々な給付金制度などの活用について、関係団体を通じた情報提供を行うとともに、川崎市産業振興財団では、中小企業が抱える経営課題に関する総合的な相談・支援機能を有しており、経営の改善を図る中小企業の方々を様々な面から支援しております。

具体的には、総合的な相談窓口として民間の実務経験豊富なプロジェクトマネージャーとサブマネージャーを配置するとともに、経営、技術、法律問題などの専門的な課題に対しては、各種専門家が無料で相談に応じる相談窓口を設置し、中小企業の方々の様々な課題に対応できる体制を整えております。また、個々の中小企業の方々が持つ経営課題等を解決するために、課題に応じた専門家を実地に派遣しまして、課題の解消を図っております。今後も、中小企業が抱える経営課題を解決するための支援を継続して取組んで参ります。

- 7 川崎市は、「ふるさと雇用再生特別基金」を有効活用した新規事業に取り組むこと。また、提案事業が、地域に根付いた産業となり、川崎市の良質な雇用として維持・継続できるよう引き続き支援すること。

回 答（経済労働局）

本市では、国の交付金を財源とした基金を活用した雇用創出事業として、「ふるさと雇用再生事業」のほか、「緊急雇用創出事業」及び平成22年度につきましては「重点分野雇用創造事業」を実施しておりますが、平成21年度から23年度の3年間の合計で約1200名の雇用創出を予定しております。このうち「ふるさと雇用再生事業」につきましては、9事業、合計70名の雇用創出を予定しておりますが、

本市への配分額を最大限に活用し、それぞれの事業所管局において、地域の活性化及び被雇用者の継続雇用を計画しているところでございます。

今後も受託事業者や関係各局との情報交換と連携を綿密に図り、現在の計画事業が地域産業の活性化や雇用の継続に繋がるよう適正な事業管理と効果的な事業運営に努めてまいりたいと存じます。

- 8 総労働時間の短縮を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、政労使が連携し、男性の育児・介護休業制度の取得拡大や、育児等への参加促進に向けた社会的な醸成づくりや職場の理解等の環境整備を強化すること。またそのために市庁内に専門部局（推進母体）を設け取り組むこと。

回 答（市民・子ども局）

本市では、平成21（2009）年に「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第2期行動計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているところです。

この第2期行動計画では、4つの柱のうち「Ⅱ 仕事と暮らしへの支援」において、男女が共に家事や子育て、介護に関われるよう、多様な働き方の支援をすると記載し、川崎市男女共同参画センターにおいて関連する講座の開催や企業に向けた出前講座などを実施しております。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児・介護休業制度の取得や育児等への参加について情報提供、啓発等を通じて支援してまいりたいと考えております。

<回 答（同 子ども本部）>

国においては、働き方の見直しによる「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

男女問わず労働者がともに豊かでゆとりのある生活を実現するうえで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は必要不可欠なものと考えております。

本市では、平成22年3月に次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン（後期計画）』を策定し、この計画の中で「ワーク・ライフ・バランスの実現」を計画策定における基本的視点として捉え、基本目標を達成するための施策の方向として位置づけて

おります。

今後におきましては、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを促進するために、育児・介護休業制度等の導入・定着や制度の利用促進に向けた情報提供や普及・啓発を進めるとともに、男女がともに仕事と家庭のバランスが取れた生活が送れるよう、行政、企業、関係団体、市民などと協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めてまいります。

回 答（経済労働局）

本市では、神奈川県と共催で実施している街頭労働相談会等の事業において、「ワーク・ライフ・バランス」や「育児・介護休業法」などのパンフレットやチラシを広く市民に配布するとともに、市内企業向けに発行している情報誌「川崎市労働情報」の中で、ワーク・ライフ・バランスの推進記事や改正育児・介護休業法の特集記事等を随時掲載しています。また、平成4年には「ゆとり創造宣言都市」に選定され、労働時間の短縮等について、毎年11月に本庁舎及び市内区役所に懸垂幕を掲出するなど、啓発活動に努めているところでございます。

今後も、関係行政機関と連携を図りながら、社会的な醸成づくりや職場の理解の環境整備に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進や、改正育児・介護休業法などの法令の趣旨・内容などについて、街頭労働相談会や川崎市労働情報等において、周知・啓発に努めてまいります。

- 9 労働環境の悪化などにより、メンタルヘルス対策が不十分なこと等が要因となって「うつ」や「自殺」が増加していることから、専門カウンセラーの配置などにより対策の強化を図ること。

また、地域産業保健センターと積極的に連携して、中小企業従業員のメンタルヘルスを含む定期検診など健康維持対策の啓発・指導に努めること。

回 答（健康福祉局）

メンタルヘルス対策につきましては、精神保健福祉センター等に精神保健福祉士や保健師、心理職を配置し、電話や面接による相談に対応しているところでございます。

また、企業の人事・安全衛生担当者や健康管理担当者などを対象にした、産業保健分野のメンタルヘルス研修会も毎年実施しております。

さらに、自殺予防対策の一環といたしまして、地域の内科医や企業

の産業医を対象とした「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施するなど、対策の強化を図ってまいります。

本研修につきましては、「労働者の心の健康障害防止に向けて」をテーマに、産業保健センターをはじめ、医師会、精神科病院協会等と連携し検討してまいりました。生産年齢における自殺の急増の実態や近年の労働環境の変化、うつ病の基礎知識や治療、中小を含めた企業と地域の連携についてなどを研修内容としており、うつ病の早期発見・早期対応を図ってまいりたいと存じます。

今後も、産業保健分野と地域保健分野の関係者が連携し、労働者のメンタルヘルスの向上を図るために、啓発・指導に努めてまいります。

- 10 ジェンダーについて正しい理解を図るため、恣意的運用・解釈を生じさせないための啓発活動に取り組むこと。また、行政機関の発行物について、ジェンダー平等の視点で作成されているか等のチェックを強化すること。

回 答（市民・こども局）

本市では、平成21（2009）年に「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第2期行動計画」という。)を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進しているところです。

この第2期行動計画では、4つの柱のうち「Ⅲ 学習機会と情報の提供」において、「男女平等についての理解を深めるための取組を推進」を位置づけ、「男女平等推進週間」等の事業を通じ、男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報活動を実施するとしております。

また、行政機関の発行物につきましては、「市の広報資料における表現の点検」を位置づけており、広報資料の作成に関する『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』の周知・活用を図り、男女平等推進の視点に立った点検を実施するとしております。

■福祉・社会保障政策

11 福祉サービスの向上を図り、利用者自らがサービスを選択し適切に利用できるよう、地域の特性に応じた相談やサービスの情報提供、利用支援、評価、さらに苦情解決の取り組みの充実に對して積極的に推進・支援すること。

(1) がん対策として、がん検診受診率を向上させること。当面は神奈川県が目標値である受診率50%達成に向け積極的な推進を図ること。あわせて、在宅療養を可能とするネットワークづくりを支援すること。

回 答 (健康福祉局)

受診率向上に向けましては、国をあげて広くマスメディアを活用するなど、繰り返し積極的なキャンペーンを実施することが重要であると考えておりますが、本市におきましては、がん予防講演会の開催やアゼリア地下街におけるピンクリボンキャンペーン等の活動に組みながら、今後、各団体が実施する事業等も活用しながら広報活動に努めてまいりたいと存じます。

なお、本市といたしましては、神奈川県及び神奈川県内の市町村で構成されております「かながわ健康財団がん対策推進会議」に委員として参加しておりますので、受診率50%の数値目標を達成できるよう協力してまいりたいと考えているところでございます。

また、在宅医療を可能とするネットワークづくりの支援につきましては、介護保険等の訪問看護サービス等、既存のネットワークを活用していただくようお願いするとともに、適切なサービスを提供できるよう、関係各機関の職員が協議連携に努めているところでございます。

(2) 障がい者や高齢者などへの成年後見制度や日常生活自立支援事業(旧：地域権利擁護事業)の必要性が大きくなっていることから、制度の広報活動の強化や手続きの簡便化、サービスの拡充を図ること。

回 答 (健康福祉局)

成年後見制度や日常生活自立支援事業につきましては、本市が作成した成年後見制度のパンフレットや、あんしんセンターのパンフレットにより、市民への普及啓発を図っているところですが、川崎市あんしんセンターや家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会など関係団体との連携により、制度のより一層の周知と円滑な運用に向けて、取り組んでまいりたいと存じます。

12 介護保険事業におけるサービスの質を向上させるために、以下の施策を進めること。

- (1) 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の対策については、認知症へのケアシステムを開発・充実させると共に、介護施設、介護サービスを強化し、認知症疾患医療センターを早急に整備・拡充すること。

回 答 (健康福祉局)

認知症高齢者対策につきましては、今後高齢化が進展することに伴ない、認知症高齢者数もますます増加することが考えられており、認知症ケア体制の充実は重要な課題であると考えられますので、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくためにも、福祉と医療が一体となった相談・支援体制のあり方について検討してまいりたいと存じます。

- (2) 地域包括支援センターについては、多種多様な業務による多忙な対応状況にあることから、地域の特性や利用者のニーズを踏まえ、「総合相談窓口」「ケアマネージャ支援」「地域のネットワークづくり」等に特化するなど必要な事業を整理し、介護を支える地域づくりの基盤としての機能を強化すること。

回 答 (健康福祉局)

地域包括支援センターの業務内容の見直しや機能強化につきましては、現在、国において検討をすすめており、その経緯を見守っているところでございます。

本市におきましては、高齢者の方々が、地域で安心して暮らしていただけるための相談支援及び地域のネットワーク構築等を実施するための中核となる機関として、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、平成21年度から平成23年度の3年間で、9箇所の地域包括支援センターの整備をすすめているところでございます。

具体的には、平成21年度には4箇所の地域包括支援センターの整備を完了し、平成22年度は3箇所の地域包括支援センターの開設準備をすすめており、平成23年度は2箇所を整備する予定となっております。

- (3) 地域毎に安心の「在宅医療、在宅介護」が可能となるよう、介護と医療の連携による「面的医療システム」を構築すること。

回 答（健康福祉局）

高齢者が、在宅で医療や介護を受けながら生活するためには、関係機関が連携し、生活を支える必要があることは、深く認識しているところでございます。

本市におきましては、認知症サポート医等の研修の実施や、地域包括支援センターにおける地域のネットワークづくり、在宅における医師と介護支援専門員との連携の支援につとめているところでございます。

- 13 「生活保護」を受ける権利を確立するため、生活保護行政を改善すること。また、現在のような雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化などに対応する福祉現場の実態を踏まえ、職員（ケースワーカー）の配置を拡大すること。

回 答（健康福祉局）

生活保護の相談を受けるにあたっては、係長職にある正規職員と経験豊富なOB職員を配し、対象者の立場にたち懇切丁寧に相談に応じ、その相談の中から生活困難な状況を的確に把握し、他の法律、他の施策の活用についての助言指導を行うとともに、生活保護制度の内容について説明し、生活保護の申請意思を示される方については、速やかに申請書の交付を行い、申請者の申請権、受給権を侵害することのないように努めているところでございます。

また、職員配置につきましては、国が定めます標準数に基づくケースワーカーの配置に加え、正規職員としては先の面接担当係長、他に医療・介護担当係長を配置し、また、非常勤職員として就労支援をはじめとする、専門知識を有する専門支援員を複数配置しております。

- 14 児童虐待の相談件数が増え続けており、早期の対策が必要である。被害児童に対し、福祉・保健・医療、関係団体などと連携し、支援策を講じるとともに、防止、早期発見、加害者を生じさせない環境づくり、啓発を行うこと。

回 答（市民・こども局）

本市では増加する児童虐待問題に対応するため、地域の福祉・保健・医療に係る関係機関・団体等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の発生予防、早期発見、再発防止に努めております。

また、児童虐待防止推進月間の11月を中心として、市民向け啓発活動を行うとともに、子ども相談業務に関わる職員向け研修会を通年で実施して、要保護児童等への支援向上に取り組んでおります。

平成23年度からは、現在の2児童相談所体制から3児童相談所体

制に移行し、地域の関係機関とより密接に連携した相談・支援体制の強化に努めてまいりたいと考えおります。

- 15 待機児童の解消に向けて、保育所の定員数増加計画を前倒しするなど、設備の新設や保育所の整備、人的措置を講ずること。

回 答（市民・こども局）

川崎市では、保育需要の高まりや大規模住宅建設等による人口急増に対応するため平成19年に「保育緊急5か年計画」を策定し、保育受入枠の拡充を図ってまいりました。しかしながら、予想を上回る保育所利用申請者数の増加が続いていることから、計画の見直しを行い、平成22年3月に「保育緊急5か年計画（改訂版）」を策定しました。この改訂版に基づき、平成21年度は1,130人の保育所定員の拡大を図ったところです。また、平成22年度は緊急対応策も含めて1,370人の定員拡大を図る予定としております。

さらには、平成23年度から27年度までの5か年の保育施策の方向性を示す「（仮称）新・保育基本計画」を現在策定中であり、就学前児童数の増加や保育需要への適切な対応を図るために新たな整備手法を検討し、平成23～25年度の3年間で約4,000人の定員増を図ることとしております。今後とも必要な地域に施設の整備を進めていきますので御理解をお願いいたします。

- 16 医療・介護サービスの基盤強化の観点から、医療・介護従事者の労働環境や処遇の改善を図り、人材の確保を行うこと。

回 答（健康福祉局）

介護サービスの基盤を強化し、良質なサービスを確保するために、介護に従事する人材の確保・定着を図ることは非常に重要なことと考えており、介護人材雇用創出事業及び介護人材育成雇用事業、並びに地域雇用創造推進事業により、介護人材の育成と確保に取り組んでいるところですが、今後も、国や県と連携を図りながら、適切に対応していくとともに、川崎市福祉人材バンクや人材開発研修センター等の関係機関を十分に活用し、また、介護関係団体等と協力しながら、人材の確保と定着を効果的に進めてまいりたいと存じます。

医療人材の確保・定着につきましては、産科医師等分娩手当補助制度のほか、医療機関における院内保育所の運営補助により、女性医師や看護師等が働きやすい職場環境づくりを支援しております。

■社会インフラ政策

- 17 各自治体は、すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン（言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報による設計）に基づいたまちづくりを進めること。

回 答（まちづくり局）

障がい者や高齢者をはじめとしたすべての市民の皆様が快適に利用できる施設整備を目的として平成10年1月に「川崎市福祉のまちづくり条例」を施行しております。

しかし、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり等、福祉のまちづくりをとりまく環境が変化してきているなかで、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、平成21年度には、条例で義務つける施設の追加、規模の引下げ、整備基準の強化など必要な事項を付加する条例の改正を行い施行しているところです。引き続き、この条例に基づいてバリアフリーのまちづくりを推進してまいります。

- 18 ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対して、公営住宅への入居支援策を推進すること。

回 答（健康福祉局）

本市におけるホームレス対策につきましては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に基づき、ホームレス状態にある方が自立し、安定した生活が営めるよう、必要な支援を実施しているところでございます。

具体的には、道路、河川、公園等の施設管理者と連携しながら、本市が委託したホームレス巡回専門相談員による巡回相談を定期的を実施し、自立意欲を喚起するとともに、健康状態やニーズの把握、生活保護などの福祉制度の利用や市内に4か所設置のホームレス自立支援センターの利用を促すなどの支援を実施しているところでございます。

また、施設を利用後に再びホームレス状態に戻ってしまう方が多く見受けられる状況から、市営住宅を活用した「グループホーム型」施設を市内に3か所設置し、地域生活移行及び継続のため、地域生活に直結したきめ細かい支援（ごみ出し、料理など日常生活全般、通帳などの金銭管理等に関する助言、指導等）を行い、自立定着率の向上を図っているところでございます。

回答(まちづくり局)

ホームレス等の住宅支援につきましては、ホームレス自立支援センター利用後のアフターケア機能として、グループホーム型として市営住宅を活用しているところでございます。

- 19 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。

回答(市民・子ども局)

本市では、総合的な防犯対策を推進するため、市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携・協働して、平成17年に「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設立いたしました。さらに、地域での防犯活動を実施するため、各区におきましても「区安全・安心まちづくり推進協議会」を設立するなど、市民総ぐるみで力を合わせ、犯罪のない安全・安心な川崎(まち)を目指し、自主防犯活動の推進を図っているところでございます。

「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」では、基本方針に基づき、毎年、「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定し、その具体的な取組として「パトロールや見守りなど地域自主防犯活動の推進」を掲げ、青色回転灯を装着した公用車両や関係団体の車両によるパトロール活動を積極的に推進しているところでございます。

なお、平成22年7月末日現在、市及び各区役所公用車42台に青色回転灯を装着し、パトロール活動に取り組んでいるところでございますが、今後につきましても、青色回転灯装着車両の増車に努めてまいりたいと考えております。

また、本市といたしましては、各区の「安全・安心まちづくり推進協議会」に対し、ベストや腕章など、活動を行う際に必要な防犯物品を提供しているところでございまして、今後につきましても、安全で安心なまちづくりに向け、市及び区の推進協議会と連携を図りながら、地域における自主防犯活動を支援してまいりたいと考えております。

- 20 地震対策として以下の取り組みを行うこと。

(1) 「改正耐震改修促進法」において、「2015年までに建築物の耐震化率を少なくとも90%に引き上げる」とした目標達成に向け、公共施設(学校、病院含む)における実効ある耐震改修を行うこと。また、市民にわかりやすく耐震化の進展状況を伝えること。

回 答 (まちづくり局)

公共建築物については、学校・庁舎等・市営住宅など、利用する市民の安全を確保することや防災上重要な施設であることから平成19年4月に「川崎市耐震改修促進計画」を策定し、耐震対策を計画的に実施しており、平成27年度までの完了を目指しています。

まず、学校（義務教育施設）については、他の施設に優先して、対策を実施しており、今年度中にすべて着手する予定であります。

次に、庁舎等については、川崎市地域防災計画に定める「重要建築物」と耐震改修促進法に定める「特定建築物」を対象とした、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」を平成20年2月に策定し、対策を実施しています。

さらに、市営住宅についても、平成19・20年度に耐震診断を行い、この結果に基づき、対策を実施しております。

今後についても、引き続き計画的に耐震対策を推進してまいります。

また、耐震化の進展状況については、今まで耐震診断結果の公表や新実行計画により進捗状況を定期的に報告しておりますが、これからも耐震対策について周知してまいります。

- (2) 災害に直面した住民等対策を強化するため、多くの住民等の参加による防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や、帰宅困難となった勤労者等対策として「帰宅困難者訓練」を実施すること。

回 答 (総務局)

川崎市では、各区において、平素から防災対応能力の向上を図るため、自主防災組織と連携した実践的な防災訓練を実施することで、地域の連携体制を強化するとともに、共助の意識を醸成しております。

また、毎年「防災の日」又は「防災週間」を考慮した適切な日に川崎市総合防災訓練を実施しております。

今年度は、幸区の河原町小学校跡地施設を中央会場とし、災害時に的確かつ迅速な災害応急活動が実施できるよう、地区少年消防クラブや中学生をはじめ、幅広い年代の方々が参加する応急救護訓練や初期消火訓練等を実施することで、地域防災力の強化を図りました。

今後とも地域住民を主体とした児童、生徒から高齢者までが参加・体験できる訓練を実施し、地域の災害対応能力の向上を図ってまいります。

また、「帰宅困難者訓練」については、今年度は国土交通省関東地方整備局主催で基幹的広域防災拠点（東扇島地区）において実施された「帰宅困難者避難誘導訓練」に参加し、関係機関との連携を強化しました。

帰宅困難者対策については、広域的な対応が必要となるため、今後も引き続き、九都県市をはじめとした関係機関と連携して、帰宅困難者対策訓練を実施してまいります。

(3) 地域全体で災害弱者の安全確保に取り組めるよう、災害弱者対策を早急に進めること。

回答(総務局)

本市では、平成19年12月から、災害時要援護者のうち災害時に避難勧告などの災害情報の入手が困難な方、自力で避難できない方及び避難に時間を要する方などで、家族などの支援が望めない方を対象として、本人の申込みにより本市が作成した「災害時要援護者名簿」をあらかじめ地域の支援組織(町内会・自治会・自主防災組織)に提供し、登録した災害時要援護者が迅速かつ確に避難できるよう、「川崎市災害時要援護者避難支援制度」を創設し、地域における共助による避難支援体制作りを進めております。

21 駅周辺、商店街等の繁華街における違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化すること。また、特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。

回答(市民・子ども局)

本市では「川崎市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、川崎駅東口周辺を違法駐車等防止重点地域に指定しております。併せて各警察署長の定めた取締り重点地域(路線)を含めた市内全域において、交通誘導員による違法駐車等防止に係る助言及び啓発活動を実施しております。

また、違法駐車など交通取締りの権限は警察にあり、市内の各警察署では駐車監視員を配置する等して違法駐車の実施していると同っておりますが、悪質な違反行為があった場合には、110番等により管轄の警察署への通報をお願いいたします。

本市といたしましては、今後とも警察や地域の方々と連携して、違法駐車等の防止に向けた広報啓発活動を進めてまいります。

回答(建設緑政局)

全国的に自転車利用者が増加するなか、本市においても多くの歩行者が集まる駅周辺や商店街などにおいては、放置自転車が集中し、安全で快適な通行の妨げとなっております。

平成22年6月に実施いたしました川崎市内鉄道駅周辺における放

置自転車等実態調査では、約 9,700 台の放置自転車等が確認されております。

本市では、これらの状況を踏まえ、主要駅周辺に整理誘導員を配置するとともに、放置自転車クリーンキャンペーンなどの啓発活動を実施いたしました。一方、撤去活動では、点字ブロック上の放置自転車を重点的に撤去するなど体制の強化を図り、その結果、平成 21 年度の撤去台数（4～8 月平均）、6,200 台／月に対し、平成 22 年度は、7,900 台／月となるなど一定の成果を上げているところです。

今後も引き続き、関係部署等において連携を図りながら、放置自転車対策に努めてまいります。

■環境政策

22 低炭素社会実現に向けた市民のライフスタイルは、関心の高まり等を反映し変化しつつあるものの、十分なものにはなっていないことから、日常生活における環境配慮行動に対してインセンティブやポイントを付与し、地域の商業施設や公共交通機関などで利用できる制度を構築すること。

回答（環境局）

日常生活において、環境に配慮したライフスタイルを自ら実践することは、地球温暖化対策を推進する上で非常に重要でございます。

今後、環境配慮型ライフスタイルの構築に向けた取組として、川崎市が指定する「地球温暖化対策推進センター」と連携し、また、市民・事業者等とも意見交換等を行いながら、市民一人ひとりが自主的に環境配慮型行動に取り組むよう促していく仕組み作り・きっかけ作りについて、環境省が推進する「エコ・アクション・ポイント」や他都市の事例等も参考に、川崎らしい取組を検討してまいりたいと考えております。

23 川崎市は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うとともに、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。

また、2011年の地上アナログ放送終了にともない、自治体を中心に、集積場所の設置や監視強化などによる不法投棄対策と、当該家電の再資源化の促進に取り組むこと。

回答（環境局）

本市では、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に、市民・事業者・行政の協力のもと、ごみの発生抑制とリサイクルの推進などを基本とし、平成17年4月に策定しました「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3Rを基調とした取組を進めております。

今後につきましては、平成23年3月からミックスペーパー分別収集の全市実施及びプラスチック製容器包装分別収集の一部地域（川崎区・幸区・中原区）での実施を予定しており、循環型社会の構築と低炭素社会の実現に向け、ごみ分別排出の徹底を行うとともに、分別回収されたごみの再資源化を図ってまいります。

テレビ等の家電対象品目につきましては、家電リサイクル法により、過去に購入、または新たに購入した電気店が引き取り、家電メーカーが再商品化を行っているところです。

しかしながら、購入した電気店が不明などの場合につきましては、

市内の家電小売業者（家電リサイクル協定店）が引き取るという「川崎方式」を導入し、当該家電の再商品化の促進に取り組んでいるところです。

また、廃テレビ等の処分方法につきましては、市のホームページなどを通じて、広報を行っているところです。

さらに、不法投棄防止対策として、不法投棄常習場所をパトロールするとともに、不法投棄常習場所には、監視カメラや警報装置を設置する等の対応を図っております。

今後につきましても、広報やパトロールの徹底などにより、不法投棄の防止とともに、再資源化の促進に向けた取組を進めてまいります。

24 各自治体は、環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車（EV）等）普及のための各種施策を強化すること。

（1）車輛購入・利用時の各種優遇施策の積極的な広報活動を行うこと。

回答（環境局）

本市においては、平成15年度からCNG車及び大型ハイブリッド車等、平成21年度からは電気自動車の導入補助制度をそれぞれ運用し、導入促進を図るとともに、関係団体への説明会などの周知を行うほか、市のホームページに補助制度内容を掲載しております。

（2）充電器等のインフラ整備の計画的な推進を行うこと。

回答（環境局）

本市においては、平成22年度から電気自動車及びプラグインハイブリッド用の倍速充電スタンド（200V）の設置に対して導入補助制度を運用し、導入促進を図っております。

また、緊急充電用コンセントとして、これまでに100V1箇所（第3庁舎）、200V5箇所（大師支所、幸区役所、中原区役所、高津区役所、宮前区役所）の供用を行っております。

（3）各自治体の使用車輛としての購入台数を増数すること。

回答（環境局）

本市においては、「川崎市グリーン購入推進方針」により、クリーンエネルギー車等の低公害・低燃費車の公用車への導入推進を図っております。

(4) 各種イベントでの使用の拡大すること。

回答(環境局)

本市においては、平成21年度に電気自動車を導入し、各種イベントへの展示等を行うなど、普及啓発を行っております。

出展イベント

- ・ 2009 川崎国際多摩川マラソン
- ・ 平成21年度川崎市平和館企画展
- ・ 川崎国際環境技術展2010
- ・ 平成22年高津区出初式
- ・ 平成22年高津区新年賀詞交換会
- ・ 平成22年成人の日を祝うつどい
- ・ 環境デー2010 in なかはら
- ・ 夏休み多摩川教室

25 省電力・長寿命といわれる発光ダイオード(LED)への転換を積極的に図るため、市の公共施設内のLED化計画を推進していくこと。

回答(環境局)

川崎市では、平成21年度及び平成22年度に、市有の防犯灯1000灯のLED化を進めております。

公共施設における照明設備については、LED照明の適否について十分な検証を行い、導入を検討してまいりたいと考えております。

26 子どもの基礎学力向上と同時に、ものづくり・環境・食の大切さや体験学習など、社会の多様性に触れる学習機会の創出に向けて、学校単位での独自性を発揮できるよう、制度改善を図っていくこと。

回答（教育委員会）

来年度から校種ごとに随時全面実施となる学習指導要領においても基礎学力の向上や体験学習の充実が求められており、教育委員会としても周知・徹底し、各学校において特色ある教育計画を策定しているところです。

ものづくり・環境・食の大切さについても、技術・家庭科、社会科、理科をはじめ、各学校の創意のもと、総合的な学習においても取り組まれているところです。

したがって、制度改善ではなく現状の継続により、今後も当該学習の機会創出に関する学校単位での独自性が十分に発揮できようにしてまいります。

27 すべての子どもに高校進学への道が開かれるよう、公立高校の実質的定員増を図ること。また高校無償化によっても実体的な教育負担軽減につながらない世帯・児童への補助的教育費支援として、奨学金制度など川崎市独自の施策をさらに拡充すること。

回答（教育委員会）

全日制高校の募集定員は、県内公立中学校の卒業予定者数、進路希望及び前年度の入学者選抜状況をもとに、公立・私立高校の設置者及び代表者で構成される「神奈川県公私立高等学校設置者会議」により、「率による定員割り振り方式」に基づいて、各高校の入学定員を策定しております。

本市といたしましては、生徒一人ひとりの希望と適正に応じた進路保障がされる選抜制度であるよう、一層の充実を図っていくことが必要であると認識しております。

今後も県教育委員会、横浜市、横須賀市の各教育委員会と連携を図りながら、公立高校の募集定員が十分確保されるよう入学定員を策定してまいります。

また、厳しい経済状況の家庭に対しましては、奨学金制度により子どもたちの修学機会の保障に取り組んでおりますが、今後も国の動向を見守りながら制度について検討してまいります。また、本市独自のものの他に、県で行っている高等学校奨学金制度や、私立高等学校等生徒等学費補助金制度、国民生活金融公庫が行う国の教育ローン、社

会福祉協議会が行う生活福祉資金などの制度がありますので、これらの制度を御案内するなどして、引き続き、修学支援を行ってまいります。

28 モンスターペアレンツ対策として、相談窓口や支援体制の強化等、抜本的な対策を講じ、学校の負荷軽減を図ること。

回答（教育委員会）

本市におきましては、平成20年度より、各区役所にこども支援室を設置し、区の「総合的なこども支援拠点」として、児童生徒の健全育成と学習環境の整備に取り組んでいます。教育委員会といたしましても、この区こども支援室に区・教育担当を配置し、区役所の保健・福祉機能と連携を図り、各学校の運営支援に当たっております。

区・教育担当の主な業務の一つに学校と保護者・地域社会との連携を促進し、学校現場への適切かつきめ細かな対応を図る中で、様々な学校運営上の支援を行っていくことがあります。モンスターペアレンツ対策等の今日的な教育課題についても、この区・教育担当を中心に、相談機能や学校の支援等の強化を図り、各学校が円滑な教育活動を実施できるようにしていきたいと考えております。

29 「在日米軍地位協定」に過ぎない現行の日米地位協定を見直し「運用ではなく条文改正」による抜本的な改善を図るよう、国に対して強く働きかけること。また、「環境特別協定」締結を国に積極的に働きかけること。

回答（総務局）

日米地位協定の見直し、及び環境特別協定の締結を国に働きかけることについては、周辺自治体等の動向を踏まえながら、機会を捉えて実施してまいりたいと考えております。

30 人権相談事業の見直しやケースワーカーなどの育成を図り、一定規模以上の企業や事業所での出張相談など啓発や相談事業のさらなる充実をめざすこと。

回答（市民・こども局）

本市では、各区役所において人権擁護委員による人権相談窓口を設け、市民等からの相談に対応しております。横浜地方法務局川崎支局においても電話及び面談による常設の相談所を開設し、相談に対応するとともに、インターネットで24時間相談を受け付けており、人権

の問題でお困りの方が相談できる体制が整ってきております。

また、市役所における特設人権相談や区民祭、人権フェア等のイベントにおいて人権相談窓口の紹介にも努めております。

今後も、人権問題でお困りの市民等が相談できるよう、川崎人権擁護委員協議会、横浜地方法務局川崎支局等と連携して、啓発や相談事業の充実を図ってまいります。

- 31 核兵器廃絶をめざす「平和市長会議」の一員として、川崎市民に周知意識啓発を図るとともに、核兵器廃絶に向けた具体的行動を行うこと。

回 答（市民・子ども局）

本市は、昭和57年6月8日に都道府県、政令指定都市に先駆け、核兵器廃絶平和都市宣言を行い、この2年後に結成されました日本非核宣言自治体協議会に加盟し、宣言の実現に向けた取組を進めてまいりました。

昨今の国際情勢といたしまして、オバマ大統領の「核兵器のない世界」を目指すとの演説でのノーベル平和賞の受賞や、広島での平和記念式典に、アメリカ、英国、フランスの政府代表、国連からは事務総長が出席するなど、核兵器の廃絶や平和に対する機運が国際的に高まっていることの表れであると感じております。

このような国際情勢の中、本市といたしましても、核兵器廃絶に向けた国内外の気運の高まりを踏まえ、本年8月1日付けで、平和市長会議に加盟しました。

今後は、これまでの取組に加え、国際社会との連携や動向を見据えながら、平和推進事業を進めていきたいと考えております。

- 32 フィリピンとの経済連携協定(EPA)に基づきフィリピン人看護師・介護士の受け入れがスタートすることを踏まえ、言葉の壁の克服などヘルパー資格取得に関わる課題について独自の支援制度を検討すること。

回 答（健康福祉局）

経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護士の受け入れにつきましては、受け入れ先となる施設等と連携して実施していくことが不可欠であると考えられますので、関係する事業者団体等との連携を図りながら、効果的な支援策について検討してまいりたいと存じます。

■ 行財政政策

- 33 内部での不正問題などを生じさせないため、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化を強力に推進すること。

回答（監査事務局）

通常の監査等の中で、指摘し、改善しております。

- 34 神奈川県と連携し、「公共的施設における受動喫煙防止条例」の施行に伴い、次の措置を行うこと。

- (1) 受動喫煙による健康への悪影響を防止するために、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。

回答（健康福祉局）

健康増進法では、国民に健康の増進の義務を課し、地方自治体にその協力義務を課すこととされております。

また、平成 22 年 2 月 25 日厚生労働省より「受動喫煙対策について」の通知があり、受動喫煙防止措置の具体的方法として、「原則として、全面禁煙であるべきである。」とされております。

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」では、受動喫煙防止の義務は、施設管理者に求めており、喫煙所設置の判断は、条例を遵守した上で各施設管理者が判断することになります。

- (2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、わかりやすい周知を行うこと。

回答（健康福祉局）

神奈川県の公共的施設における受動喫煙防止条例については、各区役所窓口リーフレットを配架するほか、5 月 31 日から始まる禁煙週間時に広報コーナーでのパネル展示、ポスター掲示、また、年 2 回開催される受動喫煙防止対策講演会での広報啓発等を実施し、周知を図っております。

- 35 行政サービスが市民にとって簡単便利に受けられるよう次により検討を行うこと。

- (1) IT 化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。

回答（総務局）

本市では、進展する情報化に合わせ、従来の情報基盤の整備から利用者・生活者の視点に重点を置いた第 2 次川崎市情報化基本計画を平

成 18 年 3 月に策定し、「お互いの心が通う高度情報化都市かわさき」を基本目標に、効果的な行政サービスの提供や共有のしくみづくりを進めてきました。

市ホームページからは、インターネットを通じて市民・企業が 24 時間 365 日オンラインで市への申請・届出等ができる「ネット窓口かわさき」やイベント情報や防災気象情報を届ける「メールニュースかわさき」、施設予約ができる「ふれあいネット」などの電子行政サービスを提供しておりますが、今後も情報技術の動向に留意しながら、推進してまいります。

(2) デジタル・ディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。

回 答 (総務局)

パソコンなどの情報機器に関する知識がなくても恩恵が受けられる電子行政サービスや、IT を活用した質の高い窓口サービスを提供することは本市の情報化施策において重要な課題と認識しておりますので、利用者がより使いやすく、誰もが必要な情報を入手したり手続きできるようなユーザビリティ並びにアクセシビリティに配慮したサービスの提供を計画的に進めてまいります。

36 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」の策定に向けては、市民や当該労働者等の意見を広く聴き、政令指定都市をはじめ国内自治体のさきがけとなるような条例を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを川崎から実現していくこと。

回 答 (財政局)

いわゆる公契約条例につきましては、現状の契約条例を改正し、本市の契約にかかる基本方針等を規定するとともに、労働者の作業報酬等について定める予定で、平成 22 年 9 月にパブリックコメントを実施し、関係団体をはじめ市民の方から多くの意見をいただきました。今後は、この意見を参考にし、川崎市契約条例の一部改正について、平成 22 年 12 月議会への提案に向け、現在、取組を進めているところでございます。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、今後、ホームページ等で公表してまいります。